

議案第13号

松阪市過疎地域自立促進基金条例の制定について

松阪市過疎地域自立促進基金条例を次のように制定する。

令和3年2月17日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市過疎地域自立促進基金条例

(設置)

第1条 過疎地域における住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため実施する松阪市過疎地域自立促進計画に定める過疎地域自立促進特別事業の財源に充てるため、松阪市過疎地域自立促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松阪市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益（以下「運用益金」という。）は、予算に計上して、第1条に定める事業に充てることができる。

2 運用益金の全部又は一部が前項に規定する事業の財源に充当されない場合は、その充当されない額を予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的に充当する場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。